

令和5年1月5日

令和5年 豊後水道河津桜まつり出店要綱

津久見市桜観光実行委員会
出店事務局

1. 趣旨

四浦を中心に、津久見市民が大切に守り育ててきた「豊後水道河津桜まつり（以下、本まつりと言います。）」において、出店を通じて賑わいを創造することにより、地域も、来訪者も共に楽しみながら、本市の活力創造や地域の誇りの醸成に貢献することを目的とします。

2. 事務局

津久見市桜観光実行委員会 出店事務局（津久見市観光協会）

住 所 津久見市中央町1-30

電 話 0972-82-9521

FAX 0972-82-7106

3. 出店方法

（1）出店者の条件

以下の方が出店できます（※名義貸し等は禁止です）。

ア 四浦地区在住、在勤の方

イ 津久見市内在住、在勤の方

ウ 市外在住・在勤の方で、趣旨をご理解の上、本まつりを一緒に盛り上げていただける方

（2）出店期間

日にち：令和5年2月4日（土）から3月5日（日）

時 間：10時～16時

申込先：津久見市桜観光実行委員会 出店事務局（津久見市観光協会）

電 話：0972-82-9521

FAX：0972-82-7106

(3) 出店場所及び優先順位について

事務局が出店管理を行う会場は以下A、Bの会場です。詳細な配置は、別紙1 出店場所についてのとおりです。申込に基づき、事務局が日時と場所を決定します。希望が重なった場合の優先順位について、(1)のア、イ、ウの順(四浦>津久見市内>市外)及び申込順で決定します。

- A. さくらサービスエリア(つくみイルカ島駐車場)
- B. 四浦展望台

(4) 出店申込方法

1月20日(金)までに、別紙3 出店申込・誓約書により、FAX等にて事務局までお申込み下さい。また、右のLINE友達追加のQRコードを読み込み、「2023河津桜まつり出店」を友達追加し、店舗名を入力の上必ず返信ください。



(5) 出店料と支払い先について

出店料は、以下のとおりです。出店料は、まつり期間終了後に、こちらから出店した日数内訳を明記した請求書をお送りしますので、請求書に明記した金額を津久見市観光協会にて現金でお収めいただくか、下記口座にお振込みください。(振込手数料についてはご負担願います)。

※振込口座：大分銀行 津久見支店 普通口座 5085270

口座名義 津久見市観光協会 事務局長 紺田 猛(こんだたけし)

■さくらサービスエリア(イルカ島駐車場)の1日当たりの出店料等

軽トラック・テントでの出店	平日：500円/日 休日：1,000円/日
---------------	--------------------------

■四浦展望台の1日当たりの出店料等

軽トラック・テントでの出店	平日：500円/日 休日：1,000円/日
---------------	--------------------------

4. 出店者が行うこと

出店者は、それぞれ下記を行ってください。

(1) 売上表の提出について

各店が予定の出店期間の全てを終了後、別紙4 売上表を、津久見市観光協会かさくら SA 本部のどちらかに提出してください。当日提出できなかった場合は、後日でも構いません。

5. 注意事項

(1) 営業許可・衛生管理について

食品を取り扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対して安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒の防止など食品管理には十分注意してください。営業に必要な許認可等は、出店者の責任により対応して下さい。

特に今年は新型コロナウイルスの影響により新生活様式を導入した対応を求められています。それぞれの店舗にて感染症対策を十分に講じたうえでのご参加をお願い致します。

(2) 出店に必要な設備等の準備について

電気、水道、その他必要な什器・備品等の一切は、出店者で準備してください。火気・発電機を使用される出店者は、業務用消火器の設置など、防火対策を確実に行ってください。火気器具を使用する方は、**必ず消火器を用意して下さい**。

消防法の立ち入り検査もありますので準備できない場合には出店を取り消される可能性もありますのでご注意ください。

(3) ゴミの処理について

販売の際に出たゴミ等は、各店でゴミ袋を用意し、出店者が責任をもって回収し持ち帰ってください。また、営業終了時には周辺の清掃をお願いいたします。

(4) クレーム、事故・盗難・破損等への対応について

クレーム等は出店者が責任を持って対応してください。また、出店に際して発生した事故・盗難・破損や、販売商品による食中毒や事故等について、主催者は一切責任を負いかねます（日中・及び夜間は警備を付けません）。

(5) 緊急時の対応について

お客様の怪我、交通事故等が発生した場合は、事務局に連絡して下さい。救急車・消防車等の緊急車両が会場内に進入する場合、出店者は速やかに車輛や備品等の移動を行い、緊急車輛の進入ルート確保に努めてください。

6. 禁止事項

以下の行為を禁止します。順守しない場合は出店許可を取消し、一切の保障はいたしません。

- ア 官報で公示された指定暴力団の構成員による出店
- イ 出店名義の貸借、譲渡、売買
- ウ 強引な客引き・販売、来場者や他の出店者への威圧・暴言・暴力・妨害等
- エ 市民及び業者間での紛争等の行為
- オ 市民に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、言語及び態度をとる行為
- カ 法令に違反する物品・サービス等を提供する行為（コピー商品等も含む）

7. 注意事項

現在「豊後水道河津桜まつり」は、開催に向けて準備を行っております。しかしながら直近では全国的に新型コロナウイルスの感染が急増し、医療逼迫傾向にある現状です。

このイベントを開催するにあたり、受け入れ先となる四浦地区においては高齢化率が非常に高く、不特定多数の往来については感染拡大の懸念がある為、今後の動向には非常に注視しております。

最終的に昨年、一昨年は地元区からの要望により急遽イベントが中止となりましたが、本年においても同様のケースが想定されます。

出店者の皆さま方におかれましては、仮にイベント中止となった際の仕入れ等必要経費については、運営としても補填はいたしかねますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

別紙1 出店場所について

A. さくらSA（イルカ島駐車場） ※別紙配置図参照

B. 四浦展望台

⑬、⑭：軽トラック、テント等出店スペース（長さ6m×幅2m）



別紙3 出店申込・誓約書

豊後水道河津桜まつりの趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みいたします。出店に当たっては出店要領等を遵守します。 ※申込日： 年 月 日

当日責任者名	
連絡先	〒 電話： F A X : 携帯電話：
営業許可※	※飲食関連、古物商など、営業上許可が必要な方のみ記載し、コピーを添付して提出して下さい。 ①許可証の名称や種別： ②許可取得（又は更新）年月日： 年 月 日 ③許可番号：
出店者種別	①四浦地区 ②津久見市内 ③市外
出店場所	A.さくらサービスエリア B.四浦展望台
店名	
出品する具体的な品目	会場での調理の有無 する ・ しない 会場での火器の使用の有無 する ・ しない ※会場で火器を使用する際には消防法により消火器の設置が必須となりますので各店舗にてご準備ください。

■出店希望日・希望する日に、○を記入して下さい。

月	火	水	木	金	土	日
					4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	1	2	3	4	5

別紙4 売上表

今後の開催の参考とするため、下記にご記入の上、出店最終日に事務局までご提出ください。

店名	
売上合計 (概算)	円
事務局への連絡事項・ご意見など	